

浜松市告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月11日から2週間浜松市浜名土木整備事務所（浜北）において一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
県道細江浜北線	浜松市浜名区小松1192番3から 浜松市浜名区小松1188番3地内 まで	令和8年5月11日	

浜松市告示第253号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月11日から2週間浜松市浜名土木整備事務所（浜北）において一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
県道細江浜北線	区間① 浜松市浜名区小松 1642 番 2 から 浜松市浜名区小松 1638 番 2 地内まで	令和 8 年 5 月 1 1 日	
県道細江浜北線	区間② 浜松市浜名区小松 1234 番地内から 浜松市浜名区小松 1194 番 2 まで	令和 8 年 5 月 1 1 日	